

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成26年 8 月12日
【会社名】	朝日インテック株式会社
【英訳名】	ASAHI INTECC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮 田 昌 彦
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市守山区脇田町1703番地
【電話番号】	052-768-1211（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 竹内 謙次
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市守山区脇田町1703番地
【電話番号】	052-768-1211（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 竹内 謙次
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 12,500,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 2,057,500,000円
	(注) 1 . 本募集は平成26年 8 月12日開催の当社取締役会決議に基づき、新株予約権を発行するためのものです。
	(注) 2 . 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

発行数	5,000個(新株予約権1個につき100株) (注)上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	12,500,000円
発行価格	新株予約権1個につき2,500円 (新株予約権の目的である株式1株当たり25円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成26年9月4日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	朝日インテック株式会社 経営戦略室 愛知県名古屋市守山区脇田町1703番地
払込期日	平成26年9月30日
割当日	平成26年9月12日
払込取扱場所	三菱UFJ信託銀行株式会社 名古屋法人営業部

- (注) 1. 第3回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)は、平成26年8月12日開催の当社取締役会決議に基づき発行するものであります。
2. 本新株予約権の申込は、申込期間内に申込取扱場所に所定の申込書を提出することにより行うものとします。
3. 本新株予約権の募集は、当社取締役、外部協力者(顧問)、当社従業員及び当社関係会社の取締役・従業員に対して行うものであります。対象となる人員及び内訳は、以下のとおりであります。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	9名	1,800個
外部協力者(顧問)	2名	200個
当社従業員及び当社関係会社の取締役・従業員	205名	3,000個
合計	216名	5,000個

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	500,000株 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記（注）1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金4,090円とする。 ただし、行使価額は下記（注）2.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,057,500,000円 （注）ただし、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成28年9月13日から平成33年9月12日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 朝日インテック株式会社 経営戦略室 愛知県名古屋市守山区脇田町1703番地 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 名古屋法人営業部

新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権者は、当社が中期経営計画「Global Expansion 2018」に掲げる業績目標(下記イ.参照)に準じて設定された下記ロ.に掲げる条件を達成した場合にのみ、各権利者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を新株予約権の行使期間において行使することができる。</p> <p>また、営業利益の判定においては、当社の決算短信に記載された同期の連結損益計算書を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、会社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>イ.当社中期経営計画「Global Expansion 2018」に掲げる営業利益の計画数値</p> <p>1)平成27年6月期 営業利益 6,908百万円</p> <p>2)平成28年6月期 営業利益 8,551百万円</p> <p>ロ.本新株予約権の行使に際して定められる条件</p> <p>(a)平成27年6月期の営業利益が6,908百万円を達成していること</p> <p>(b)平成28年6月期の営業利益が8,551百万円を達成していること</p> <p>ただし、割当日から2年間に於いて当社株価の終値が一度でも権利行使価格の50%以下になった場合には、一切の行使は認められない。</p> <p>2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう)取締役、監査役、外部協力者(顧問)、従業員の地位にあることを要する。</p> <p>3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>ただし、取締役会が特に認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</li> <li>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</li> <li>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</li> <li>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</li> <li>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</li> <li>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</li> <li>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</li> <li>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</li> <li>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</li> </ol>
--------------------------	---

(注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 3. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとし、
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。

### 4. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとし、

### 5. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

### (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,057,500,000	3,000,000	2,054,500,000

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額12,500,000円に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額2,045,000,000円を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

## (2)【手取金の使途】

本新株予約権の募集は、当社の業績向上に対する貢献意欲や志気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として付与するものであり、資金調達を目的としておりません。

また、新株予約権の行使の決定は新株予約権の割当てを受けた者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## 1. 当社取締役

## a. 割当予定先の概要

氏名	当社取締役9名(注)
住所	該当事項はありません。
職業の内容	当社取締役

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社取締役9名は、合計で当社普通株式1,797,272株を保有しております。
人事関係	当社の取締役です。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

## 2. 外部協力者(顧問)

## a. 割当予定先の概要

氏名	外部協力者(顧問)2名(注)
住所	該当事項はありません。
職業の内容	当社の業務の受託(顧問契約)

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	外部協力者(顧問)2名のうち1名は、合計で当社普通株式16,000株を保有しております。
人事関係	当社の外部協力者(顧問)です。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	外部協力者(顧問)2名は、当社と業務委託契約の取引関係があります。

## 3. 当社従業員及び当社関係会社取締役・従業員

## a. 割当予定先の概要

氏名	当社従業員及び当社関係会社取締役・従業員 205名(注)
住所	該当事項はありません。
職業の内容	当社従業員及び当社関係会社取締役・従業員

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社従業員及び当社関係会社取締役・従業員205名のうち29名は、合計で当社普通株式163,300株を保有しております。
------	---

人事関係	当社の従業員、及び当社関係会社の取締役・従業員です。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の結束力をさらに高め当社取締役、外部協力者(顧問)、当社従業員及び当社関係会社取締役・従業員の一層の意欲及び志気を向上させることを目的として、有償にて発行する新株予約権であるため、個別の氏名の記載は、省略させていただいております。

c. 割当予定先の選定理由

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の結束力をさらに高め当社取締役、外部協力者(顧問)、当社従業員及び当社関係会社取締役・従業員の一層の意欲及び志気を向上させることを目的として、有償にて発行する新株予約権であり、当社取締役、外部協力者(顧問)、当社従業員及び当社関係会社取締役・従業員に付与することといたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

- |                         |      |          |
|-------------------------|------|----------|
| 1. 当社取締役                | 9名   | 180,000株 |
| 2. 外部協力者(顧問)            | 2名   | 20,000株  |
| 3. 当社従業員及び当社関係会社取締役・従業員 | 205名 | 300,000株 |

e. 株券等の保有方針

当社と割当予定先との間において、継続保有の取り決めはございません。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の本新株予約権の発行に係る払込みおよび本新株予約権の権利行使にかかる資金保有に関し、各割当予定先に対して、権利行使に支障がない旨を口頭等により確認しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係、取引、交渉をせず、また、利用しないことを基本方針としております。反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めております。そのような中、当然の事ではありますが、当社取締役、外部協力者(顧問)、当社従業員及び当社関係会社取締役・従業員は、反社会的勢力と一切の関係はございません。

また、当社関係者が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人であるか否か、及び割当予定先が法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます)等と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関に調査を依頼し、当該割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価額については、当社から独立した第三者評価機関(株式会社ブルータス・コンサルティング)が当社の株価及びその変動可能性、割引率、本新株予約権の行使価額及び行使期間その他本新株予約権の内容等を考慮して一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いた算定結果等を参考に、当社が公正な価額と判断した上で、本新株予約権1個当たりの発行価額を2,500円といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日である平成26年8月11日の東京証券取引所における普通取引の終値4,090円としました。

当該判断に当たっては、社外監査役2名を含む、今回の新株予約権発行に係る取締役会に出席した監査役3名全員が、払込金額が特に有利な金額に該当しない旨の意見を表明しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】



氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の 総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合
アイシーエスピー(有)	愛知県日進市竹の山2丁目 2111	3,000,000	9.36%	3,000,000	9.21%
日本トラスティ・サー ビス信託銀行(株)(信託 口)	東京都中央区晴海1丁目8番 11号	2,808,300	8.76%	2,808,300	8.62%
日本マスタートラスト 信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11 番3号	2,268,900	7.07%	2,268,900	6.97%
MMK(株)	愛知県日進市竹の山2丁目 2111	1,546,000	4.82%	1,546,000	4.75%
(株)ハイレックスコーポ レーション	兵庫県宝塚市栄町1丁目12 番28号	1,200,000	3.74%	1,200,000	3.68%
JFK(株)	名古屋市千種区東山元町2 丁目24番1号	898,000	2.80%	898,000	2.75%
宮田 昌彦	名古屋市名東区	841,900	2.62%	891,900	2.74%
(株)ホギメディカル	東京都港区赤坂2丁目7番 7号	791,600	2.46%	791,600	2.43%
宮田 憲次	名古屋市千種区	788,700	2.46%	813,700	2.50%
ビーエヌビー パリ バセックサービ スルクセンブルグ ジャスデック アバ ティーン グローバ ルクライアント ア セツ (常任代理人 香港上海 銀行)	33 RUE DE GASPERICH, L-5826 HOWALD- HESPERANGE, LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋3丁目 11番1号)	678,100	2.11%	678,100	2.08%
計	-	14,821,500	46.24%	14,896,500	45.76%

(注) 1. 平成26年6月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年6月30日現在の発行済株式総数に、宮田昌彦に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数50,000株と宮田憲次に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数25,000株を加えて算定しております。

#### 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

#### 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

#### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第37期（自平成24年7月1日 至平成25年6月30日） 平成25年9月27日東海財務局長に提出

#### 2【四半期報告書】

事業年度 第38期第1四半期（自平成25年7月1日 至平成25年9月30日） 平成25年11月14日東海財務局長に提出

事業年度 第38期第2四半期（自平成25年10月1日 至平成25年12月31日） 平成26年2月14日東海財務局長に提出

事業年度 第38期第3四半期（自平成26年1月1日 至平成26年3月31日） 平成26年5月15日東海財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成26年8月12日）までに、以下のとおり東海財務局長に提出

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき平成25年9月27日に、東海財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

以下の内容は、上記に掲げた参考書類としての有価証券報告書（第37期事業年度）及びに四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日（平成25年9月27日）以降、本届出書提出日（平成26年8月12日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もございません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号）

**第四部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

**第五部【特別情報】****第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。